

破天荒

教宣部

5036号

2018年
3月 5日

化学一般京滋地本
全竹中労働組合



2018 春闘要求 一律1万円を要求

お知らせ

3月14日(水)
・春闘回答指定日

降イパも
以マのト
ジ済済ッ
ペー共レ
の全一フ
見



先週の金曜日、春闘の賃上げ要求書を提出しました。また統一回答指定日である三月十四日には団体交渉することも確認しました。

賃上げ要求

電子・システムの係長以下63人に対し、各年齢の本人給に一律1万円ずつ加算することを要求しました。定期昇給(四八二七円)は要求の原資には含めていません。

これが、年齢ごとの本人給が協約で決まっているため、五十代にもなると二千円ちよつとしか昇給がありません。これを定期昇給または賃金体系と呼びます。

ベースアップは二〇〇二年以降行われていません。という事は本人給表もその期間改訂が行われていなかったことになりす。

組合の賃金に対する考え方は、各年齢になつたらそれに相応しい生活費が必要であるという視点からきています。二七で結婚・三十で第一子・三五で第二子・四九になつたら第一子が卒業して働くだろうという保険屋さんのパンフレットにも書いてある「ライフサイクル」：あれです。

二七にもなつたら結婚という考え方が現代に合致し

ているかどうかは別にして、十六年前に二七歳だった(現在四三歳)人の当時の生活水準と今年二七歳になる人の生活水準は同じであるべきだと考えるわけです。

この十六年の間には社会保険料の値上げ、消費税の増税：色んなことがありました。本人給表が改訂されていないという事は十六年前と比べると明らかに二七歳の生活水準は目減りしている事になります。

最低賃金

契約社員などの最低賃金を千円とすることも要求しました。京都府の電気機械器具製造業の産業別最低賃金が昨年秋季に改訂されて九百円になりましたのでこの額を回答するかとは思いますがそこはアベノミクス、世の中の流れです。

甲種嘱託の最低賃金

五九歳本人給の六十%とするよう要求しました。世間と比較するのもこの方式

がお互いに楽しんで。で実際、会社は最低賃金は何%を考えていますの？

金が全てではない

私たち組合は「銭」と言っているわけではなくて生活できる賃金水準の向上を追及しているわけです。

会社は十六年間ベースアップを行わないものの、組合員以外には一時金において査定を持ち出し下げる人とする人を(従業員の要望として)作りました。

私たちの仕事は独りでその成果を叩き出しているわけではなくて社長の指揮下、管理職の指導通りに協力して仕事をこなしているつもりですが、勘違いした人が多いのもまた現実ではあります。

職場を見渡せば長時間残業と時間つぶし残業が散見し、「無理無駄の撲滅」と叫ぶ割には無理と無駄だらけ：まだまだ儲ける余地は残っていると思います。

何が竹中に足りないのかと言え、愛と思いやりがないのでしょっきと。

定期昇給と ベースアップ

定期昇給とは前任者(先輩)に追いつくために必要な賃金の上昇です。現在の基本給にその額が加算され新しい基本給となります。年齢が上がるのに比例して基本給も上がる右肩上がりの曲線。賃金カーブが維持されます。竹中ではこのカーブが十六年間同じ形です。

常識的に考えて、十六年間物価は同じですか。消費税の値上げ保険料・教育費の値上げなど、その分を考慮してもらわないと同じ賃金カーブでは賃下げと同じことになります。

ベースアップはこの賃金カーブの形は同じで底上げすることです。組合はこの底上げ部分をどの年齢に対して一万円加算するよう会社側に要求しました。

いくらなんでも十六年は長すぎる、社会的におかしくないでしょうか。回答日のベースアップ分を期待しています。





カーライフを応援する、頼れる補償

ZENROSAI NEWS 7617A062

おかげさまで全労済は60周年を迎えました

全労済の

マイカー共済

団体経由にてお見積もりは **簡単!**

自動車総合補償共済



労働組合を通じて加入すると※おトク!

ご家族の車も一緒に見積もりませんか?
ご家族も補償の見直しを

※条件により労働組合扱い(職域料率)とならない場合があります。

現在の補償内容でお見積もり

見積り方法は **2通り!**

裏面の見積り依頼書①(青い枠)のみご記入
お願い致します。保険(共済)証書の
コピーと一緒にご提出ください。

おすすめプランでお見積もり

以下の補償内容でお見積もりしますので
裏面の見積り依頼書をご記入のうえ
ご提出ください。

四輪自動車の
場合

ご自身の補償

人身傷害補償

(自動車事故傷害見舞金付き)

最高5,000万円

無共済車傷害

無制限

自損事故傷害特約

人身傷害補償で補償

相手方への賠償

対人賠償

無制限

対物賠償

(対物超過修理費用補償付き)

無制限

お車の補償

補償タイプ

一般補償

(自己負担額10万円)
(付随諸費用補償付き)

※二輪自動車・原付自転車の
プランもありますので
お気軽にお問い合わせ
ください。



新しく組合員になられる方へ(出資金について)

※全労済は消費生活協同組合法にもとづき、非営利で共済事業を営む生活協同組合の連合会です。生活協同組合は、組合員の参加により運営されており、出資金をお支払いいただければどなたでも都道府県生協の組合員となることができ、各種共済に加入できます。新しく組合員となられる方には、生活協同組合運営のために出資(1,000円以上)をお願いしています(出資金は1口100円で、最低1口以上の出資が必要です)。出資金は、加入される共済の掛金払込方法に応じて下記のとおりお願いしています。
◇年払い・月払いとも、1,000円(1回のみ)

ご契約者の皆さまへ

全労済は、将来の支払いに備えて、厚生労働省令に定められている共済契約準備金をこえる十分な積み立てを行っています。また、資産運用のリスクを適切に管理し、健全な資産運用を行っています。
全労済は、これからも引き続き健全な経営に努めていくとともに、情報開示を積極的に行ってまいります。また、個人情報保護法をはじめ関連する法令等を守り、お預かりした皆さまに関する情報について厳重な管理体制のもとに正確性・機密性・安全性の確保に努めています(※詳しくは各都道府県の全労済にお問い合わせください)。

全労済関西統括本部

- 滋賀推進本部 (滋賀県労働者共済生活協同組合)
- 奈良推進本部 (奈良県労働者共済生活協同組合)
- 京都推進本部 (京都市労働者共済生活協同組合)
- 大阪推進本部 (全大阪労働者共済生活協同組合)
- 和歌山推進本部 (和歌山県労働者共済生活協同組合)
- 兵庫推進本部 (兵庫県労働者共済生活協同組合)

保障のことなら



全労済は、営利を目的としない保障の生協として共済事業を営み、組合員の皆さまの安心とゆとりある暮らしをめざしています。出資金をお支払いいただけて組合員になれば、各種共済をご利用いただけます。

7617A062.17.11.215000.IST

見積依頼書

ボールペンではっきりとご記入ください。

ご記入日

年 月 日

1 全労済のマイカー共済を見積依頼される方について

ご契約者氏名 フリガナ	生年月日	平成 H 昭和 S 大正 T 西暦 9 年 月 日(満 歳)	性別	①男 ②女
	ご連絡先電話番号	(自宅・勤務先) ☎ ()		

↓ 契約者と異なる場合のみ、氏名・生年月日をご記入ください。

主たる被共済者氏名 (注1)	生年月日	平成 H 昭和 S 大正 T 西暦 9 年 月 日(満 歳)	掛金の支払方法 (注2)	①月払い ②年払い
	注1 主たる被共済者は、契約者、契約者の配偶者、契約者または契約者の配偶者と同居する親族の範囲で、ご契約の自動車の車検証に記載されている所有者を原則とします。 注2 今回見積もりをする共済契約者を同一とする契約で、過去にマイカー共済で、初回共済掛金が口座振替でせずに契約不成立となったことがある場合は、掛金の支払方法は年払い(現金)となります。			

2 お見積もりされるお車について (車検証等・現在の保険(共済)証書のコピーを添付される場合は記入不要です)

① メーカー (メーカー)	② 型式 車検証・保険(共済)証書などでご確認ください	③ 初度登録(検査)年月 車検証・保険(共済)証書などでご確認ください
④ 車種 (注3)	⑤ ナンバー	盗難防止装置 (注5)
① 乗用車(1.50ℓ以下) ② 乗用車(1.51ℓ~2.50ℓ) ③ 乗用車(2.51ℓ以上) ④ 乗用車(2.51ℓ以上のディーゼル車) ⑤ 軽四輪乗用車 ⑥ 軽四輪貨物車 ⑦ 小型貨物車(最大積載量2t以下) ⑧ 普通貨物車(最大積載量2t以上) ⑨ キャンピングカー(車両損害補償はありません) ⑩ 二輪自動車 ⑪ 原付自転車	最大積載量 (貨物自動車のみ) kg	① 該当する ② 該当しない
ハイブリッド車 (注4)		① 装備車 ② 未装備車

注3 該当する番号に○をつけてご記入ください。注4 ハイブリッド車とは車検証上①電気自動車②天然ガス(CNG)自動車③メタノール自動車④ハイブリッド自動車⑤液化石油ガス(LPG)自動車⑥燃料電池自動車となっている自動車に限りです。注5 盗難防止装置装備車とはイモビライザーまたは車両追跡装置等所定の装置を有する車です。
※ご注意: 車検証には、盗難防止装置の装備について記載はありません。お車や注文書等をご確認のうえ、ご記入願います。なお、不明な場合は、「未装備車」としてお見積もりさせていただきますので、あらかじめご了承ください。

車検証等のコピーを添付されない場合は、

①~⑤の各項目の必要事項をご記入ください。

① メーカー・車名

メーカー名だけでなく、お車の名称をご記入ください。
(例)トヨタ プリウス、ホンダ フィット 等

車検証(例)

③ 初度登録(検査)年月

初度登録(検査)年月をご記入ください。

④ 車種

お車の車種をご記入ください。車種は「自動車の種別」「用途」「車体の形状」「総排気量」欄などをご確認のうえ、ご記入ください。

⑤ ナンバー

登録番号をご記入ください。

② 型式

型式をご記入ください。

3 お見積もりされるお車が現在他の自動車保険(共済)に加入している場合はご記入ください。

保険(共済)会社名	保険(共済)満期日	年 月 日	現在の等級	等級	事故有係数適用期間	年
-----------	-----------	-------	-------	----	-----------	---

4 ご希望の条件・特約に✓を付けてください。

運転者年齢条件	<input type="checkbox"/> 年齢を問わず <input type="checkbox"/> 21歳以上 <input type="checkbox"/> 26歳以上 <input type="checkbox"/> 35歳以上	子供特約	<input type="checkbox"/> 年齢を問わず <input type="checkbox"/> 21歳以上 <input type="checkbox"/> 26歳以上	運転者限定特約	<input type="checkbox"/> 本人・配偶者限定 <input type="checkbox"/> 家族限定
---------	---	------	--	---------	--

※契約の効力開始日が初度登録(検査)年月の翌月から起算して25ヵ月以内の自動車(普通・小型乗用車・軽四輪乗用車)には、「新車割引」が自動適用されます。
※見積依頼をいただいた場合でも「加入申込書」を審査した結果、適用等級や事故歴等によっては、全労済では契約をお引き受けできない場合があります。

次に該当する車両は、契約できない自動車のためお見積もりはできません。

- ① 業務専用に使用する自動車
- ② 乗用車で乗車定員が10名を超える自動車
- ③ 貨物車で最大積載量が2トンを超える自動車
- ④ ダンプカー(ただし、ダンプ装置のある軽四輪貨物車は除きます。)
- ⑤ 法令に定める規格以外に改造された自動車※1
- ⑥ 有償で人もしくは貨物を運送することがある自動車※2
- ⑦ 危険物を積載することのある自動車、または危険物を積載した被けん引自動車けん引することのある自動車
- ⑧ その他、同封のリーフレットに記載の「契約できる自動車」に該当しない自動車
- ※1 法令に定める規格以外に改造された自動車とは、「道路運送車両法の保安基準」に違反して改造された自動車をいいます。
- ※2 白タク、白トラ、運転代行業の使用自動車のことをいいます。福祉有償運送車両等である場合には、有償で人もしくは貨物を運送している自動車に該当しない取り扱いとします。詳しい内容につきましては、お問い合わせください。

※ご記入もれのある場合、正しい見積書が作成できないことがあります。また、記入いただいた内容について、ご連絡させていただく場合がありますのでご了承ください。
※この見積依頼書に記載いただいた個人情報、掛金見積もりを行うために活用するほか、全労済の各種共済・サービスのご案内に利用させていただきます。

所属の労働組合(団体)ご担当者までご提出ください。